

悪臭問題特別委員会

悪臭問題の完全解決に向けて!!

◆◆◆ 悪臭問題特別委員会の活動のあゆみ ◆◆◆

平成21年 ー主な活動内容と会議の協議事項ー

- 1月13日 今後の方針について打合せ
- 2月21日 養豚事業者、堆肥製造事業者を参考人として招致
- 同日 養豚場・堆肥製造事業所の現地視察
- 2月5日 県議会議員と県当局を交え意見交換会
- 2月10日 南原地区自然環境保全推進協議会との懇談会
- 2月26日 悪臭に関する議員研修会
- 2月26日 議員研修会終了後会議を開催
- 3月25日 委員会の活動について中間報告
- 4月7日 悪臭公害防止協定書(案)について
- 4月17日 養豚場の現地視察
- 4月22日 堆肥製造事業所の許可更新に関し、県当局を交えて協議
- 5月8日 養豚事業者を参考人として招致
- 同日 県へ要望書を提出
- 5月21日 先進事例視察 金山最上牧場
- 6月19日 養豚事業者を参考人として招致
- 8月6日 公害苦情件数、臭気モニターの募集について
- 8月27日 養豚事業所堆肥粒状化施設の減臭計画書について
- 同日 堆肥製造事業所の現地視察
- 9月9日 今後の方針について打合せ
- 9月25日 養豚事業所に対する改善勧告支援業務について
- 同日 養豚事業所を現地視察
- 10月29日 県当局を招き堆肥製造事業者への指導・監督体制の強化を要望
- 12月16日 臭気モニタリングの結果と両事業所からの見解

- 平成22年
- 2月17日 養豚事業者に対する改善勧告支援業務報告書(案)について
 - 2月24日 〃
 - 3月23日 養豚事業者に対する改善勧告について
 - 3月25日 本会議での委員長報告
 - 3月26日 養豚事業者への2度目の改善勧告



4月17日 養豚場において



8月27日 堆肥製造事業所において

平成20年12月定例会

ー悪臭問題特別委員会の立ち上げー

堆肥製造事業所、養豚事業所の活動に伴って発生するにおいが、市内の広範囲の地域に到達し、大きな社会問題となっていることから、悪臭の防止について特に調査・研究を行うことを目的として設置。

平成22年3月定例会

ー悪臭問題特別委員会の継続ー

いまだに悪臭問題が解決に至っていないため、現在、設置されている悪臭問題特別委員会について、メンバーも同じく、その設置期間を延長して問題解決にあたることとしました。



養豚場の縦型密閉コンポスト

特別委員会では、このほかにも問題解決に向け活動してまいりました。委員会立ち上げ間もなく、地元住民の声を直接聞く必要があるとして、地元の南原地区自然環境保全推進協議会との懇談会を実施しました。

また、なおいに関する専門的知識の習得に努めるべく、社団法人におい・かおり環境協会の岩崎会長を講師として招き、講習会を実施しました。さらに、金山町の先進事例を視察し、養豚事業経営者とし



養豚場の堆肥粒状化施設

て、悪臭問題に対する意識と心構え、地元住民との対話のあり方や地域循環型農業などについてお話を伺ってまいりました。

我々、特別委員会としては、市当局や南原地区自然環境保全推進協議会等とも連携を図りながら、悪臭問題の解決に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

会議の日程等については、ホームページなどでお知らせする予定ですので、ぜひ、傍聴にいらしてください。



工藤正雄 佐藤弘司 相田克平 鈴木章郎
齋藤春美 加藤喜工門 我妻徳雄 高橋 壽

朝の目覚め、すがすがしい空気を胸一杯に吸い込んで1日を始めたい。だめですか？

ほかほか陽気。窓を開けてあったかい日差しの中にお昼寝がしたい。ZZZ。かないませんか？

晴れた日には外に布団と洗濯ものを干してお日様のおかげが気持ちいい。賢いことですか？

そんな当たりまえの生活を取り戻したい。悪臭に悩む住民の切実な願いです。悪臭のないまちの実現のために着実に一歩ずつ、あきらめずにみなさんの力を結集してがんばります。



2月5日 地元選出県議会議員、県当局を交えて

悪臭問題特別委員会に関する活動の歩みをご紹介します。

堆肥製造事業所では、主に飲料会社などから出る絞りかすなどを原料に副資材として木屑を混ぜ、それを建物内で重機により攪拌し堆肥化しています。この堆肥製造事業所は、産業廃棄物処分業者であり、その許可権者は、県知事となっています。このため、悪臭問題特別委員会(以下、特別委員会)では、平成21年に2度目の許可更新を迎えるにあたり、県当局と地元選出県議会議員を特別委員会に招き堆肥製造事業所に関し、意見交換会を実施しました。

県知事に対しては、「廃棄物処分業」の許可の更新に際し、悪臭排出防止対策をその条件として付すことなどを盛り込

このほか、悪臭問題のさらなる改善を目指し、本市と事業者において、県と南原地区自然環境保全推進協議会の立会いのもと悪臭公害防止協定を締結しました。

この協定では、事業者が遵守すべき基準を悪臭防止法による規制基準「臭気指数19」よりさらに厳しい「臭気指数15」に設定するなど、悪臭問題の解決に向けて一歩踏み込

んだ悪臭問題の早期解決を求める要望書を提出しました。

また、県当局に対しては、事業の継続が認められてからも、悪臭防止策について、より強い指導と監視の強化を要望してきたところです。

さらに、事業者を参考人として特別委員会に招致し、悪臭防止対策の内容について聞き取りを実施しました。また、薬液洗浄方式による脱臭装置の稼働状況や酸洗浄とアルカリ洗浄方式の違いなどについて随時、現地視察を交えながら調査を行いました。



薬液洗浄方式による脱臭装置



3月26日 市長から勧告書を受け取る養豚事業者

んだ内容となっております。

一方の養豚事業所についても参考人として招致するとともに特別委員会として、改善計画書の提出を求めたほか、改善措置が施される度に改善の現状と減臭効果について、現地視察を実施しました。

事業者は、一昨年に改善勧告を受けてから、悪臭改善に向け様々な取組を行っていましたが、残念ながらその効果は不十分であるため、本市は、2度目の改善勧告を行いました。

この改善勧告は、社団法人におい・かおり環境協会へ改善勧告支援業務を委託し、その報告を基にした、より具体性を持った勧告であり、一定の評価ができるものでした。

事業者においては、この勧告を真摯に受け止め、悪臭の早期改善が実現されるよう強く願います。